議員提出議案第１１号

陸田孝則議員に対する懲罰について

上記動議について、下記理由を付し、田川市議会会議規則第１５７条第１項の規定により提出する。

令和５年１２月１５日

提出者	田川市議会議員	辻　　智　之
賛成者	〃	柿　田　孝　子
〃	〃	石　松　和　幸

理　由

陸田孝則議員は、令和５年１２月１４日に開催された全員協議会において、田川市議会議長不信任決議に関する自身の見解を述べる際、「動議提出者の倫理観の欠如」「稚拙な行為」「言論の自由を履き違えた放漫の最大の思い上がり」等の無礼の言葉を使用し、本市議会の品位を著しく汚したことは、地方自治法第１３２条（昭和２２年法律第６７号）及び田川市議会会議規則第１４８条に抵触するものである。よって、地方自治法第１３４条第１項により、陸田孝則議員に懲罰を科すことを求めるものである。